

平安京の邸宅遺構

－右京一条三坊九町の邸宅の評価－

村田 和弘

近年、平安京内での発掘調査において、貴族の邸宅と思われる遺構が確認されている。当センターの代表的な調査例として、平安京右一条三坊九町で検出した邸宅遺構がある。発掘調査は、これまでに10度実施され、近年では平成14年度に調査を実施している。

この邸宅遺構のこれまでの研究成果を踏まえ、邸宅遺構の特徴や評価を整理するとともに近年の調査成果を検討し、問題点や今後の課題を提示したい。

1. 平安京右京一条三坊九町の調査概要

右京一条三坊九町は、現在は京都市北区大將軍坂田町29番地にあたり、京都府立山城高等学校の敷地内に所在する。

遺構の時期を大きくⅠ～Ⅲ時期に区分し、これまでの10次にわたる調査成果を簡単にまとめておく(第1図)。

(1) 遺構の時期区分

Ⅰ期：平安京造営以前の遺構で、古墳時代後期(6世紀末)～奈良時代末(8世紀末)の時期にあたり、西方に所在する花園遺跡と同時期の遺構と位置づけられる。

Ⅱ期：平安京の条坊にしたがって建物などが造営され、廃絶するまでの時期で、平安時代初期～平安時代前期(9世紀後半)にあたる。また、この時期は細かく分け、3時期(a～c期)に細分した。Ⅱ-a期は、邸宅の建物が「コ」の字に配置される建物群に先行して建てられた建物SB08が存続していた時期で、平安京造営の初期段階(8世紀末)にあたる。Ⅱ-b期は、邸宅の建物群が整然と建ち並び、廃絶するまでの期間で9世紀初頭の短い期間にあたる。Ⅱ-c期は、邸宅の建物群の廃絶後に条坊の方向に従ってあらたな建物が建てられる時期で、9世紀後半～9世紀末にあたる。

Ⅲ期：条坊による方位規制を受けず不規則に建物が建てられる時期で、散在的に遺構が形成される。このⅢ期も2時期に分けた。Ⅲ-a期は、平安時代中期～末期(10世紀初め～11世紀)までに相当する。Ⅲ-b期は、それ以降の中近世の遺構の時期にあたる。

(2) これまでの調査成果

先に記した時期区分を基に、過去10次にわたる調査成果をII期の遺構を中心に簡単にまとめておく。また、第5・8～10次調査では、南に隣接する十町域の調査も実施している。^(注1)

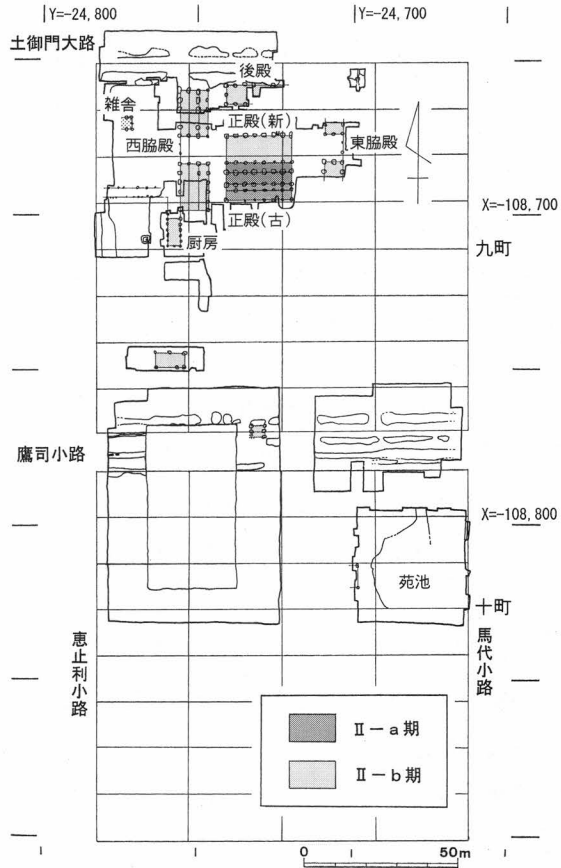
第1次調査(昭和54年度)：九町の北半中央部で、II-a・b期に属する邸宅の主要建物群が検出された。建物は、SB08・09の正殿とSB07・10の2棟の西脇殿、SB12・13の2棟の東脇殿が検出された。正殿となる建物は、造営途上の仮設的な意味合いを持つSB08(II-a期)を整備し、廂・孫廂により規模を拡張しSB09(II-b期)へと改築していることが確認された。

第2次調査(昭和54年度)：主要建物群の西側の調査で、II期の遺構として主要建物と付属建物を画する柵、北側・西側の築地に伴う内溝、井戸などを検出している。

第3次調査(昭和55年度)：第1・2次調査地の北西部で、正殿の北側で後殿となる建物跡SB119が検出された。また、九町北限で2条の東西方向の溝状遺構とその間の平坦地が検出され、北側の溝状遺構は土御門大路の南側溝、平坦地は築地、南側の溝状遺構は宅地内の溝と判断された。この溝状遺構は邸宅遺構の廃絶時に、側溝を再度廃棄用に掘られたものと考えられる。また、北側の築地自体も検出されたが、削平されその構造については確認できなかった。

第4次調査(昭和55年度)：西脇殿SB07の南側で、SB07の西柱列の南延長線に東柱列を揃えた小規模な建物跡を検出している。井戸が近接していることから厨房と推定されている。

第5次調査(昭和55年度)：学校敷地内の南東部で、十町北東部にあたる地点でI期の掘



※座標値は日本測地系(旧座標値)を使用

第1図 平安京右京一条三坊九町の邸宅遺構(II-a・b期)

立柱建物跡やⅡ－c期の苑池状遺構SG177、Ⅲ－a期では小規模な掘立柱建物跡や柵などの遺構を検出している。

第6次調査(昭和59年度)：小規模な調査であったが、東脇殿の北側で宅地内の溝に想定される遺構の東延長部の一部を検出している。

第7次調査(昭和62年度)：九町の南西部と北東部での調査で、南西部では東西棟の掘立柱建物跡を1棟検出している。この建物はⅡ－b期の邸宅遺構の建物配置では、九町の南西部で中心建物となる正殿のSB09の中軸線より西側に位置している。

第8次調査(平成10年度)：九町南西部と十町北西部で、「J」の形の調査区を設けた。九町南限では、東西方向の溝状遺構と築地と思われる平坦地を検出している(Ⅱ－b期)。この溝状遺構は九町北限と同様の遺構と考えられ、築地の内側溝であり、廃絶時の廃棄用の遺構と考えられる。また、九町と十町の間に通る東西方向の条坊道路の鷹司小路と思われる空間地を確認した。しかし、路面自体は削平され、残っていなかった。また、南側では、Ⅱ－c期の掘立柱建物跡や井戸、Ⅲ－a期の掘立柱建物跡などを検出している。さらに、調査地東部と南部の試掘調査を実施した結果、九町南限で一辺約1.2mを測る方形の柱穴を検出し、正殿などの主要建物群との位置関係から南門の可能性が高く次年度に面的調査をすることとなった。

第9次調査(平成11年度)：前年度の試掘調査の成果を受けて、九町南西部十町の北西部にあたる調査地で、「J」の形の調査区を設けた。九町南限で検出した門跡SB99014は、6基の柱穴で構成される四脚門という形式の門であることが判明した(Ⅱ－b期)。また、十町の調査では、Ⅱ－c期やⅢ－a期に属する掘立柱建物跡などを検出した。鷹司小路を検出したことや、門を九町の南限で検出したことから、Ⅱ－b期に存在した邸宅遺構は一町四方の敷地を持っていたことが確定的となった。

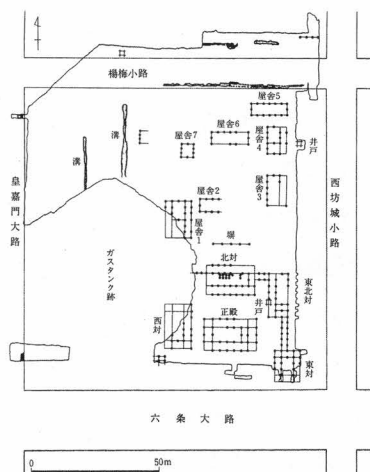
第10次調査(平成14年度)：調査地は九町南東部と十町北東部で、九町南東部では、築地の南東辺を検出した(Ⅱ－b期)。しかし、主要建物群と同時期の建物など邸宅に関連する遺構は検出できなかった。また、九町と十町の間を通る鷹司小路の両側溝を確認した。この小路はⅢ－b期としている時期には、側溝は埋没し、耕作地として利用されており、耕作溝を検出した。

2. 邸宅遺構の建物配置

邸宅内の建物配置を示す文献資料は乏しいが、近年における平城京・平安京などの発掘調査成果から、いくつかの類型が確認されている。ここでは、建物配置の類型を整理し、平安京右京一条三坊九町の邸宅遺構の建物配置について検討したい。

(1) 平安時代の住宅形式の変遷

平安時代初期・前期には、右京六条一坊五町や右京一条三坊九町などでみられるように、主要建物である正殿を中心に対屋(脇殿)や後殿などが配置された邸宅遺構が検出されている(第2図)。中期になると、池のある庭園をもった邸宅が造られるようになる。建築様式は「寝殿造」が主流になり、庭園には洲浜・滝組・石組などが造られる。後期から鎌倉時代初期に入ると、建物は小規模化していき、左右対称の建物配置は消滅していくとされている。



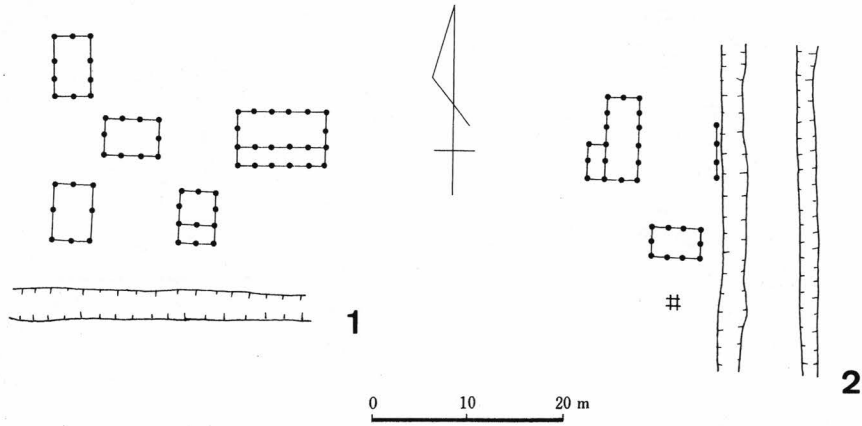
第2図 平安京右京六条一坊五町遺構図

寝殿造とは、平安時代に成立した上級貴族の邸宅の建築様式であり、成立は平安時代中期(10世紀中頃)とされている。「寝殿造」という名称は、「書院造」とともに、沢田名垂『家屋雑考』(天保13年)の命名以来、寝殿造の姿は後世に多くの点が修正されたが、総称として今日まで用いられている。

(2) 建物配置の類型

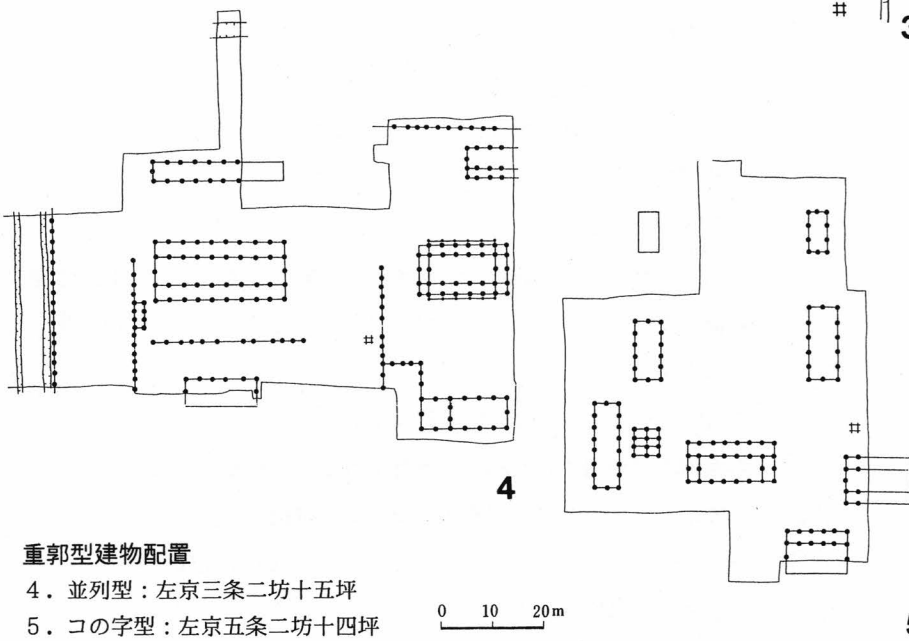
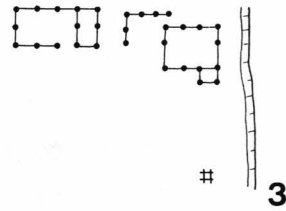
平城京、平安京などの発掘調査成果の成果から、邸宅の建物配置の類型には雁行型、L字型、二の字型、並列型、コの字型などの配置例があり、これらは大別して2つの型式に分けられている。宅地内に2～4棟の建物を分散させて区画を設けない単郭型(雁行型・L字型)を宅地内を堀などで区画し内郭と外郭を分け、内郭に大規模な中心建物を配し、外郭に小規模な建物を配するものを重郭型(二の字型・並列型・コの字型)に分けられている(第3図)。原則として、単郭型建物配置は四分の一町未満の小さな宅地にみられ、重郭型建物配置は二分の一町以上の宅地でみられる。

これらの類型がどのように成立し、機能していたかについての史料はないが、これらの多くは宮中枢部の大極殿院・朝堂院・内裏の主要殿舎と密接に関わり、一部は機能の類推が可能であろう。たとえば、平安京右京一条三坊九町の邸宅遺構などでもみられるコの字型建物配置については、朝堂院や内裏正殿の配置と共通している。この配置が宅地内で検出されると、文献資料などがいない場合、宮外に置かれた役所(官外官衙)とする考えと、邸宅のなかの公的・表向きの場、または家令所などの施設とする考えがその都度挙げられている。また、下級官人や庶民などに割り当てられた小規模な宅地の建物配置は、L字型や並列型など建物配置は同じでも、貴族の邸宅とは比較にならない小さな建物が2・3棟並ぶ程度である。



単郭型建物配置

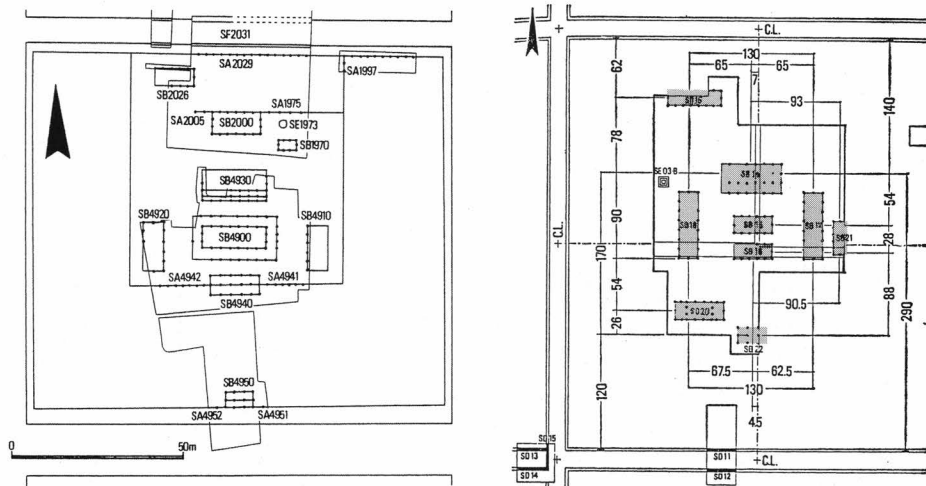
1. L字型：右京二条二坊十六坪
2. L字型：外京五条五坊七坪
3. 雁行型：右京五条四坊三坪



重郭型建物配置

4. 並列型：左京三条二坊十五坪
5. コの字型：左京五条二坊十四坪

第3図 建物配置の類型(平城京)



第4図 藤原京右京七条一坊西南坪（左）、平城京左京五条二坊十四坪（右）

(3) コの字型建物配置

平安京一条三坊九町で検出された主要建物の建物配置は、コの字型を呈している。近年、平城京・平安京での調査でコの字型建物配置を呈す遺構が確認され、その都度「宮外官衙」あるいは「貴族の邸宅」であるかをめぐる議論がなされている。

これまでコの字型建物配置について、官衙か邸宅かを判断する試みがなされている^(注2)。その基準は、建物の微妙な配置をいくつかの要素にあてはめている。その基準は以下の通りである。

- ①脇殿の正殿に対する位置が前面か側面か
- ②正殿と脇殿の桁行規模の大小
- ③脇殿が庇付きの建物であるか否か

そして、脇殿が正殿の側面にあり、脇殿の桁行規模が正殿よりも小さく、庇付き建物である場合は邸宅の可能性が強く、さらに邸宅の場合は後殿の存在と両側に脇殿を配した二重コの字型の建物配置も指摘されている。

次に、藤原京と平城京で検出されたコの字型建物配置についての検討例を紹介しておく。藤原京右京七条一坊西南坪で検出された邸宅の建物配置は、一町規模でほぼ坪の中軸線上に正殿と後殿・後々殿が並ぶ^(注3)。そして、正殿の両側に東西脇殿を整然と配し、南側に門を構える建物配置である(第4図・左)。上記の要素と照合し、コの字型建物配置の一類型とし邸宅である可能性が高いと評価されている。

平城京の調査では、左京五条二坊十四坪内に奈良時代後半の一町規模の宅地で、建物がコの字型に配置された遺構を確認している(第4図・右)。坪の中央やや北寄りに三面庇の

正殿を置き、その前面東西に脇殿を対称に配している。そして、正殿の前には棟方向を同じくする小規模な前殿を2棟、その前方に門がある^(注4)。また、西脇殿の後方に東西棟建物が確認されている。この遺構の性格について、コの字型建物配置を「家政のための政所的な性格をもった一画」と考え、一町を占有する「皇族ないし貴族の邸宅跡」と結論づけている。

また、出土遺物においても従来の京内宅地遺構とは異なった特徴をもつとされている。第一として、軒瓦の大半が平城宮所用瓦と同範関係であったことである。従来は、宮所用の瓦とは個別に生産された瓦を用いる傾向が強いが、ここでは逆の傾向がみられ、建物群の造営に官が主導的な役割を果たしていたのではないかと指摘している。第二として、硯の様相を挙げ、亀形や鳥形の硯が出土しているとともに、圈脚や蹄脚の円面硯が出土しているのに対して蓋などを転用した硯がまったくみられない点を指摘している。これら2つの特徴は相反する性格を暗示し、瓦の様相からは「官衙的」、硯からは「邸宅的」な性格を示していると論じている^(注5)。しかし、一方では、建物配置や瓦の特殊性を重視して「平城京左京職跡」とする意見もあり、「宮外官衙」あるいは「貴族の邸宅」であるか、その性格付けはなおも流動的で結論にいたっていないのが現状である。

3. 平安京右京一条三坊九町の邸宅遺構の評価と問題点

ここでは、まとめにかえて、平安京右京一条三坊九町の邸宅遺構が、近年までどのように評価されていたのか整理し、問題点と今後の課題について述べておきたい。

(1) 邸宅遺構の評価

先の調査概要でも触れたが、コの字型に配置された建物群は、8世紀末～9世紀初頭の短い期間に存続していた遺構である。建物群は、九町の北半部に集中して建てられており、礎石立ちの身舎に掘立柱の南北庇とさらに南に孫庇をもつ7×5間の正殿(改築の後)、東西にそれぞれ2棟の脇殿、正殿の後方に7×2間の後殿がある。そして、正殿の中軸の南延長線上の九町南限で門(四脚門)を検出した。これらの調査成果から、一町を占有する宅地であったことが確定した^(注6)。

昭和54・55年度調査の報告では、コの字型建物配置の性格について平城宮の内裏内郭部分・朝堂院、地方官衙の政庁域に相通じるものとしながらも、官衙としても特別な意義をもち各種官衙の頂点である律令国家または地方諸国の政儀の場として存立するもので、この配置方式を所謂官衙一般に還元して理解すること自体に問題があると論じている。そして、京内にみられるコの字型ないし左右対称型の原型を平城宮や平安宮の内裏(後宮)建物の配置に求め、これらを含む遺構の性格を「邸宅」としている^(注7)。

また、出土した瓦についてみれば、平安宮所用瓦と同範のものがほとんどであって、造営について官の関わりが想定されている。また、当時的高级貴族層が国家の手厚い優遇策の基に、いかに特権的地位を保持していたかを示すものであって、邸宅自体が半ば公的な性格をもっていたと論じている。さらに、コの字型に建物を配置する形式について、平安時代中期に成立する「寝殿造」に類似していることから、古代史および建築史の多くの研究者によって成立の過渡期段階の形式であって、「寝殿造の祖形」とする評価がなされている。^(注8)

(2) 問題点と今後の課題

右京一条三坊九町の建物遺構をこれまでの評価をふまえて邸宅とするならば、宅地班給基準に照らし合わせると、一町の宅地が五位以上に班給されることや正殿などの大規模な建物が建てられていたことから、高位の貴族の邸宅である可能性が高いと思われる。

しかし、のちの平成11年度の調査で確認された正門となる四脚門が、地方官衙や寺院など公的施設に採用されている格式の門を南側にもつことや、正殿の南側に釣殿や庭園などの寝殿造を象徴する施設もない。さらに、朝堂院のような建物配置をもつこと、宮所用瓦と同範関係の軒瓦が出土していることなど公的施設の様相もうかがえ、この建物群を邸宅と断言するには疑問が残る。さらに、大規模な宅地と建物群をもっていながら、文献上に一切の記載がないことなど疑問点が多く残る。また、建物の存続期間が十数年と短命であることなど、この九町の建物配置が「宮外官衙」と「貴族の邸宅」であるかの判断を鈍らせている要因であろう。

寝殿造については、これまで多くの研究者によって議論がなされてきた。^(注9)寝殿造の研究の第一人者である太田静六氏は、「寝殿造の祖形」と評価されている平安京右京一条三坊九町で検出されたコの字型建物配置をもつ遺構について、邸宅であるとはしながらも「寝殿造の祖形」とする考えには否定的であり、奈良時代の住宅形式の延長であって、中国の宮殿ないし住宅形式の流れを汲むものであると論じている。邸宅の存族期間が短命であり、なおかつ南側に池がなく南門の存在が想定されることなどから、寝殿造の祖形とみるよりは中国式の直系の建築様式とみた方が妥当であると論じている。^(注10)

また、近年の発掘調査において、九町の宅地の南限に門(四脚門)が検出されたことや、南側に釣殿などの同時期の建物や庭園遺構が存在しないことが明確となり、定型化している「寝殿造」のイメージとは異なる調査結果がでてきている。^(注11)しかしながら、まだ、官衙などの公的施設であった可能性も残されており、さらに検討していく必要がある。

このほかに、平安京右京六条一坊五町で平安時代中期の貴族の邸宅と考えられる遺構が確認されている(第2図)。建物配置はコの字型に配するが、正殿の南側(正面)には庭園は

存在せず、主要建物群が南東側に集中している。このような邸宅も「寝殿造の祖形」といった評価がなされているが、どのような基準、要素をもって判断するのか、その定義づけについても再検討する必要がある。「寝殿造」の成立いぜんであるから、「寝殿造の祖形」とする評価にも疑問が残る。

近年、各地の都城内での発掘調査において、一町以上の規模をもつ邸宅遺構の確認例が増加している。^(注12) 今後、それらの発掘調査成果を踏まえ、住宅形式の変遷や建物配置の形式について再検討していく必要がある。これまでの我々がもっていた概念や定義、定型化したイメージは、近年の発掘調査の成果によって疑問点や矛盾を生じさせている。

現段階では、いまだ決定的な結論はでておらず、右京一条三坊九町のコの字に配置された建物群が「邸宅」であるのか「宮外官衙」であるのか再検討する必要がある。また、「寝殿造」と「寝殿造の祖形」の定義づけの再検討など課題も多く残されているのが現状である。

(むらた・かずひろ：当センター調査第2課調査員)

- 注1 平良泰久ほか「平安京跡(右京一条三坊九・十町)昭和54年度発掘調査概要」(『埋蔵文化財発掘調査概要1980-3』京都府教育委員会)1980
平良泰久ほか「平安京跡(右京一条三坊九・十町)昭和55年度発掘調査概要」(『埋蔵文化財発掘調査概報1981-1』京都府教育委員会)1981
山口 博「平安京跡右京一条三坊九町昭和59年度発掘調査概要」(『京都府遺跡調査概報 第16冊』(財)京都府埋蔵文化財調査研究センター)1985
石井清司「平安京跡右京一条三坊九町(第7次)発掘調査概要」(『京都府遺跡調査概報 第28冊』(財)京都府埋蔵文化財調査研究センター)1988
村田和弘「平安京跡右京一条三坊九・十町(第8・9次)」(『京都府遺跡調査概報 第92冊』(財)京都府埋蔵文化財調査研究センター)2000
村田和弘「平安京跡右京一条三坊九・十町(第10次)」(『京都府遺跡調査概報 第111冊』(財)京都府埋蔵文化財調査研究センター)2004
- 注2 黒崎 直「京におけるコ字型建物配置遺構の性格」(『考古学叢考 中巻』吉川弘文館)1989
- 注3 『藤原京右京七条一坊西南坪発掘調査報告』(奈良国立文化財研究所)1987
- 注4 「平城京左京五条二坊十四坪発掘調査概要報告」(『奈良市埋蔵文化財調査報告書-昭和54年』奈良市教育委員会)1980
- 注5 山本忠尚「地方官衙の遺跡」(『日本歴史考古学を学ぶ(上)』有斐閣)1983
- 注6 村田和弘「平安時代前期の邸宅遺構-平安京跡右京一条三坊九町の邸宅から-」(『京都府埋蔵文化財論集 第4集-創立二十周年誌-』(財)京都府埋蔵文化財調査研究センター)2001
- 注7 平良泰久ほか「平安京跡(右京一条三坊九・十町)昭和54年度発掘調査概要」(『埋蔵文化財発掘調査概報1980-3』京都府教育委員会)1980

平良泰久ほか「平安京跡(右京一条三坊九・十町)昭和55年度発掘調査概要」(『埋蔵文化財発掘調査概報1981-1』京都府教育委員会) 1981

注8 研究者によっては「寝殿造の原型」の名称で使われているが、ここでは「寝殿造の祖形」を使用する。

注9 京楽真帆子「コラム・「寝殿造」はなかった」(『朝日百科日本の歴史別冊 歴史を読みなおす12-洛中洛外・京は“花の都”か』朝日新聞社) 1994

注10 太田静六『寝殿造の研究』(吉川弘文館) 1987

太田静六「平安初期における貴族の邸宅」(『寝殿造の研究』吉川弘文館) 1987

注11 村田和弘「平安京跡右京一条三坊九・十町(第10次)」(『京都府遺跡調査概報 第111冊』(財)京都府埋蔵文化財調査研究センター) 2004

村田和弘「奈良・平安時代の邸宅遺構」(『原始・古代日本の集落』同成社) 2004

注12 「平安京右京三条二坊十五・十六町一「齋宮」の邸宅跡一」(『京都市埋蔵文化財研究所調査報告第21冊』(財)京都市埋蔵文化財研究所) 2002